

一般社団法人レジリエンス LABO 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人レジリエンス LABO と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県印西市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害の有無に関わらず共に支え合う社会の実現を使命とし、若年層から高齢者まで幅広い世代を対象とした障害理解の啓発を推進し、共生社会の建立を目指した事業及び取り組みを推進することを目的とする。この目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (7) 各種コンサルティング業務
- (8) OEM、プライベートブランド商品、その他各種商品の企画、製造及び販売
- (9) 各種情報提供サービス業務、各種情報収集サービス業務及び各種情報処理サービス業務
- (10) インターネットその他通信システムを利用したデジタルコンテンツの企画、開発、製作、販売業務及び情報発信業務
- (11) 文具、事務用品、玩具、日用品雑貨等の企画、デザイン、開発、製造、販売及び輸出入
- (12) 書籍、雑誌、絵本等の出版及び販売
- (13) 物品のレンタル、リース、販売及び輸出入
- (14) イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営、管理及び実施
- (15) オンラインによる教室及びセミナーの企画、開催及び運営
- (16) 介護関連用品、医薬品、医療用品、その他各種商品の企画、製造、販売及び輸出入
- (17) 人材育成のための教育、研修及び指導
- (18) フランチャイズ事業
- (19) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務
- (20) 美容商材、美容機器の企画、製造、販売及び輸出入
- (21) 各種資格の認定、付与及び検定試験の実施
- (22) 前各号に付帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事1名以上3名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人の理事が1名のときはその理事を代表理事とし、理事が2名以上あるときは、理事の互選により、代表理事を定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年6月末日までとする。

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 松浦俊弥、後藤裕紀、下仮屋幸希

設立時代表理事 松浦俊弥

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県印西市平賀学園台三丁目16番8号

設立時社員 松浦俊弥

住 所 千葉県四街道市鹿渡592番地1
(19-1街区2-1画区)

設立時社員 後藤裕紀

住 所 千葉縣市川市島尻2番30-111号
(クレストフォルム浦安グランステージ)

設立時社員 下仮屋幸希

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人レジリエンス LABO の設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士五代英二は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6年 7月 1日

設立時社員 松浦俊弥

設立時社員 後藤裕紀

設立時社員 下仮屋幸希

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 五代 英 二

五代
英
二
デジタル
署名者: 五
代 英二
日付:
2024.07.10
09:58:06
+09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 2024 年 7 月 19 日

公証人： 04020013 小 川 浩

所属法務局： 千葉地方法務局

公証役場： 千葉公証役場
千葉市中央区富士見 1 丁目 1 4 番 1 3 号

請求対象の登簿管理番号： 24-0402001302000531

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2024 年 7 月 19 日

請求対象の処理公証人： 04020013 小 川 浩

所属法務局： 千葉地方法務局

公証役場： 千葉公証役場
千葉市中央区富士見 1 丁目 1 4 番 1 3 号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

千葉地方法務局所属

公証人

小 川

浩

